17番 蒲 生 吉 夫 議員 1番 竹 田 博 一 議員 以上、3名の方にお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○町田義昭議長 次に、日程第2、会期の決定を 議題といたします。

ここで、今定例会の会期及び会議日程等について、議会運営委員会の報告を求めます。

髙橋孝夫議会運営委員会委員長。

(髙橋孝夫議会運営委員長登壇)

○髙橋孝夫議会運営委員長 議会運営委員会を代表いたしまして、昨日の委員会において決定した今定例会の会期及び会議日程等についてご報告をいたします。

会期につきましては、お手元に配付をしております平成22年第5回市議会定例会会議日程表のとおり、本日11月26日から12月14日までの19日間といたします。

市政一般に関する質問につきましては、議事 日程第2号、第3号のとおり、12月1日、2日 の2日間とし、このたびの質問者は9名の予定 ですので、第1日目5名、第2日目4名といた します。一般質問発言通告は、質問内容、答弁 者を具体的に記載の上、本日執務時間内に提出 をお願いいたします。

各常任委員会、特別委員会の日程につきましては、日程表のとおりであります。予算総括質 疑発言通告の締め切りは12月6日、討論発言通 告の締め切りは12月9日といたします。

なお、最終日、12月14日、本会議前に議会運 営委員会を開催させていただきます。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願いを申し上げ、報告といたします。

〇町田義昭議長 お諮りいたします。今定例会の

会期は、ただいま議会運営委員長より報告がありましたとおり、本日から12月14日までの19日間と決定し、会議日程につきましては、お手元に配付してあります平成22年第5回市議会定例会会議日程表のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇町田義昭議長 ご異議なしと認めます。よって、 そのように決定いたしました。

委員会付託の省略について

○町田義昭議長 お諮りいたします。これより上程いたします日程第3、議案第76号から日程第5、議案第78号までの3件は、委員会付託を省略し、全員でご審議願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇町田義昭議長 ご異議なしと認めます。よって、 そのように決定いたしました。

日程第3 議案第76号 長井市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について外2件

○町田義昭議長 それでは、日程第3、議案第76 号 長井市特別職に属する者の給与等に関する 条例の一部を改正する条例の制定についてから 日程第5、議案第78号 長井市一般職の職員の 給与に関する条例等の一部を改正する条例の設 定についてまでの3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

内谷重治市長。

+

(内谷重治市長登壇)

〇内谷重治市長 おはようございます。

議案第76号 長井市特別職に属する者の給与 等に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついてご説明申し上げます。

本案は、特別職及び一般職の国家公務員の手 当の支給に関する措置及び本市一般職の職員の 期末・勤勉手当の支給状況を考慮し、特別職に 属する者の期末手当の支給月数を引き下げる所 要の改正を行うため、ご提案申し上げるもので ございます。

議案第77号 長井市教育長の給与及び勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、本年12月に支給する期末手当において、一般職の職員に適用する給与等の調整を行わない規定を設けるため、ご提案申し上げるものでございます。

議案第78号 長井市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、人事院の給与勧告に準拠し、給料表の減額改定、期末・勤勉手当支給率の改定並びに支給額の年額調整等の所要の改正を行うため、ご提案申し上げるものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申 し上げます。

○町田義昭議長 提案者の説明が終わりました。 これより1件ごとに質疑、討論、採決を行い ます。

まず、日程第3、議案第76号 長井市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

3番、我妻 昇議員。

○3番 我妻 昇議員 ちょっと質問させていた だきますが、76号は特別職についてであります が、一般職については、国の人事院勧告に準拠

しということで、完全実施ということで、給料 表も下げ、期末手当も下げということで、国の 人事院勧告どおりということだと思いますが、 特別職に関しては期末手当のみと、私たち議員 も同じですけれども、期末手当のみというのは どうもおかしいのではないかなというふうに思 うのですが、いかがでしょうか。特別職は準拠 しなくてはならないとか、その必要性というの は特別ないわけですけれども、近年、人事院勧 告を尊重して、一般職と同様にしていこうじゃ ないかというような機運が高まっているかに思 います。今回も大臣や秘書官なども、数千円だ と思いますけれども、給与月額も一般職に倣っ て下げているわけですが、当市においては期末 手当のみというのは、特別職としてどうも示し がつかないのではないかと思うのですが、いか がでしょうか。

- 〇町田義昭議長 内谷重治市長。
- **〇内谷重治市長** 我妻議員のご質問にお答えいた します。

3点ほど理由がございます。

まず、第1点目でございますが、長井市の場合、特別職については、平成19年の4月から5%のカットを継続中であるということでございます。国ではそういった独自の削減はしておらないということがまず第1点。

それから、第2点目でございますが、私どもの特別職の給料、報酬でございますが、長井市の類似団体と比較いたしまして、本則上の月額は非常に低い状況にあるというふうに考えております。これについては独自に2割とか1割カット等々を行っているということで、これらについて、国では独自のそういった削減はなさってないということ。

最後の件でございますけども、県内13市において、独自カットの対応以外で一般職の国家公務員の指定職職員に準じた引き下げ、これは0.2%でございますけども、実施する団体はな

-6-

いということから、長井市の場合は、国に準拠 するものの、独自の削減措置は今回は見送った という判断をしたところでございます。以上で ございます。

- 〇町田義昭議長 3番、我妻 昇議員。
- ○3番 我妻 昇議員 77号の教育長も含めての ことととらえていただきたいんですが、独自力 ットについては、それは長井市のいろんな実情、 財政状況あるいは地域の状況、いろんなことを 考えて、独自でやったことですから、それと人 事院勧告との関係は私はないと思っております ので、人事院勧告ではこうするということに、 尊重するのであれば、そのとおりすべきだとい うふうに思いますし、類似団体との比較につい ても、類似団体よりも随分財政状況は悪いと思 っております。実質公債費比率についても類似 団体よりも高いですし、貯金というか、基金の 額についても類似団体よりはずっと小さいとい うことになっておりますので、それも比較にな らないと。県内13市においても同じだと思いま すので、私は、ほんの1,000円とか数百円かも しれませんが、一般職と同じように給与月額に ついても引き下げるべきだと思いますが、もう 一度お願いいたします。
- 〇町田義昭議長 内谷重治市長。
- **〇内谷重治市長** 我妻議員のご質問でございます が、一見ごもっともではございますけれども、 今までは例えば13市の中でも国準拠と県準拠と いうことで、少し実施の仕方が分かれているわ けでございますが、長井市の場合は5%カット を4年間やってきたと。それは我妻議員がおっ しゃるように、財政状況が厳しいということも ございますが、それ以外にも、例えば報酬等審 議会の答申に基づいて、特別職は、私の場合は 2割カットしているわけでございまして、これ は本則で比べた場合、著しく低いというふうに 思っておりますので、今回は5%の範囲内であ ると、わずかでございますので、これはこの夏

の期末・勤勉手当の削減の際も同じように5% をしているということで、これは議員も含めた 特別職全般にそれを包含するという考え方でま いりましたので、今回も、確かにわずかの額で はございますけれども、あえてそういったこと をする必要はないと。

やはり国にもう少し私は、地方はこの間、三 位一体改革で集中改革プランを行って、厳しい 削減を行ってきたわけです。政府側では、「国 家公務員の人件費を20%、2割削減する」とい うふうに言っておりますが、実は私ども地方自 治体の多くは、例えば長井市の場合ですと、も う2割以上のこの間削減しているわけでござい ますので、そこまで国に合わせるよりは、むし ろ国にも独自のそういった削減を示していただ ければ、私個人としては納得するものですが、 今回は、ほかの地方自治体がどこもやらないと いうことは、やはり国にもう少し実際厳しい、 そういった削減を求めたいという気持ちがある、 そういったことのあらわれだと私は思っており ます。

以上でございます。

- ○町田義昭議長 ほかにご質疑ございませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○町田義昭議長 ほかに質疑もないので、質疑を 終結し、討論を行います。

ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇町田義昭議長 ご意見もないので、討論を終結 し、採決いたします。

議案第76号は、原案のとおり決するに賛成の 議員の起立を求めます。

(起立多数)

〇町田義昭議長 起立多数であります。よって、 議案第76号は、原案のとおり決定いたしました。 次に、日程第4、議案第77号 長井市教育長 の給与及び勤務条件に関する条例の一部を改正 する条例の制定についての1件について、ご質

+

疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 質疑もないので、質疑を終結し、 討論を行います。

ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇町田義昭議長 ご意見もないので、討論を終結 し、採決いたします。

議案第77号は、原案のとおり決するに賛成の 議員の起立を求めます。

(起立多数)

○町田義昭議長 起立多数であります。よって、 議案第77号は、原案のとおり決定いたしました。 次に、日程第5、議案第78号 長井市一般職 の職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例の設定についての1件について、ご質疑ご ざいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 質疑もないので、質疑を終結し、 討論を行います。

ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇町田義昭議長 ご意見もないので、討論を終結 し、採決いたします。

議案第78号は、原案のとおり決するに賛成の 議員の起立を求めます。

(起立全員)

○町田義昭議長 起立全員であります。よって、 議案第78号は、原案のとおり決定いたしました。

日程第6 議案第72号 指定管理 者の指定について外12件

○町田義昭議長 次に、日程第6、議案第72号 指定管理者の指定についてから日程第18、議案 第87号 平成22年度長井市水道事業会計補正予 算第2号までの13件を一括議題といたします。 提案者の説明を求めます。

内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

〇内谷重治市長 議案第72号 指定管理者の指定 についてご説明申し上げます。

本案は、長井市民文化会館の指定管理者として、有限会社山形綜合舞台サービスを指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、ご提案申し上げるものでございます。

次に、議案第73号 市道路線の認定について ご説明申し上げます。

本案は、長井ダム工事用道路及び旧県道について、市道路線の認定を行うため、ご提案申し上げるものでございます。

議案第74号 市役所第二庁舎西側駐車場排水 溝に起因する事故に係る損害賠償の額の決定に ついてご説明申し上げます。

本案は、長井市役所施設内で発生した事故に 係る損害賠償の額を決定するため、地方自治法 第96条第1項第13号の規定により、ご提案申し 上げるものでございます。

次に、議案第75号 久保桜敷地内における負 傷事故に係る損害賠償の額の決定についてご説 明申し上げます。

本案は、長井市が管理する敷地内で発生した 事故に係る損害賠償の額を決定するため、地方 自治法第96条第1項第13号の規定により、ご提 案申し上げるものでございます。

議案第79号 長井市営住宅管理条例の一部を 改正する条例の制定についてご説明申し上げま す。

本案は、市営住宅から暴力団員を排除することにより、市営住宅入居者の安全で安心な生活の確保を図るため、ご提案申し上げるものでございます。

次に、議案第80号 平成22年度長井市一般会 計補正予算第5号についてご説明申し上げます。 第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、 予算の総額に1億3,412万3,000円を追加いたし まして、予算の総額を歳入歳出それぞれ114億 2,311万3,000円といたすものでございます。

このたびの補正は、主なものといたしまして、 生活保護扶助費6,899万6,000円、自立支援給付 事業扶助費2,272万7,000円、経済危機対応・地 域活性化予備費事業費2,100万円などを追加い たすものでございます。

また、これらの補正の財源といたしまして、 生活保護措置費国庫負担金5,174万7,000円、雪 寒地域防雪・凍雪害防止事業費国庫補助金 1,200万円、保育所等環境改善事業費県補助金 1,626万円などを計上いたすものでございます。

第2条の債務負担行為の補正につきましては、 表のとおり追加し、第3条の地方債の補正につ きましては、表のとおり変更するものでござい ます。

議案第81号 平成22年度長井市国民健康保険 特別会計補正予算第1号についてご説明申し上 げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、 予算の総額に358万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ28億758万9,000円といた すものでございます。

補正の内容でございますが、診療報酬明細書 最適化委託料及び平成21年度の国庫支出金の精 算に伴う償還金の増額補正と、それに伴う歳入 の補正でございます。

議案第82号 平成22年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、 予算の総額から31万9,000円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ15億3,960 万9,000円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、歳出につきましては、人事院勧告に基づく本市一般職の給与改

定に伴い、人件費の減額を行うものでございます。歳入につきましては、歳出の補正に伴い、 財源である一般会計繰入金を減額いたすもので ございます。

議案第83号 平成22年度長井市山形鉄道運営 助成事業特別会計補正予算第1号についてご説 明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、 予算の総額に1,400万円を追加いたしまして、 予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,405万円 といたすものでございます。

補正の内容でございますが、歳出につきましては、山形鉄道運営助成費1,400万円を増額いたすものでございます。歳入につきましては、歳出の補正に伴い、財源である基金繰入金1,400万円を増額いたすものでございます。

議案第84号 平成22年度長井市農業集落排水 事業特別会計補正予算第3号についてご説明申 し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、 予算の総額から957万7,000円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,824 万7,000円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、歳出につきましては、人事院勧告に基づく本市一般職の給与改定に伴う人件費の減額、並びに国道113号今泉交差点改良工事に係る農業集落排水汚水管路布設替工事について、国との協議により翌年度施工に変更になったため、工事請負費の減額補正を行うものでございます。歳入につきましては、歳出の補正に伴い、財源である一般会計繰入金並びに市債を減額いたすものでございます。

議案第85号 平成22年度長井市訪問看護事業 特別会計補正予算第2号についてご説明申し上 げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、 予算の総額から13万8,000円を減額し、予算の 総額を歳入歳出それぞれ1,989万8,000円といた すものでございます。

補正の内容でございますが、歳出につきましては、人事院勧告に基づく本市一般職の給与改定に伴い、人件費の減額を行うものでございます。歳入につきましては、歳出の補正に伴い、財源である一般会計繰入金を減額いたすものでございます。

次に、議案第86号 平成22年度長井市浄化槽 事業特別会計補正予算第2号についてご説明申 し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、 予算の総額から11万3,000円を減額し、予算の 総額を歳入歳出それぞれ1億1,567万7,000円と いたすものでございます。

補正の内容でございますが、歳出につきましては、人事院勧告に基づく本市一般職の給与改定に伴い、人件費の減額をいたすものでございます。歳入につきましては、一般会計繰入金を減額いたすものでございます。

議案第87号 平成22年度長井市水道事業会計 補正予算第2号についてご説明申し上げます。

このたびの補正につきましては、人事院勧告に基づく本市一般職の給与改定に伴い、人件費を減額いたすものでございます。

第2条につきましては、支出の第1款水道事業費用から63万円を減額し、第3条では、本文括弧書き中の条文を改めますとともに、支出の第1款資本的支出から43万1,000円を減額いたすものでございます。第4条につきましては、条文のとおり改めるものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申 し上げます。

〇町田義昭議長 提案者の説明が終わりました。 これより質疑を行います。

まず、日程第6、議案第72号から日程第10、 議案第79号までの質疑を行います。

なお、これからの一般議案5件につきまして は、関係する常任委員会に付託の上、ご審査い ただく予定でありますので、その点お含みの上、 ご質疑お願いいたします。

それでは、日程第6、議案第72号 指定管理 者の指定についての1件について、ご質疑ござ いませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇町田義昭議長 質疑もないので、質疑を終結い たします。

次に、日程第7、議案第73号 市道路線の認 定についての1件について、ご質疑ございませ んか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇町田義昭議長 質疑もないので、質疑を終結い たします。

次に、日程第8、議案第74号 市役所第二庁 舎西側駐車場排水溝に起因する事故に係る損害 賠償の額の決定についての1件について、ご質 疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇町田義昭議長 質疑もないので、質疑を終結い たします。

次に、日程第9、議案第75号 久保桜敷地内 における負傷事故に係る損害賠償の額の決定に ついての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇町田義昭議長 質疑もないので、質疑を終結い たします。

次に、日程第10、議案第79号 長井市営住宅 管理条例の一部を改正する条例の制定について の1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇町田義昭議長 質疑もないので、質疑を終結い たします。

次に、日程第11、議案第80号から日程第18、 議案第87号までの質疑を行います。

なお、これからの予算議案8件につきまして は、予算特別委員会を設置し、ご審査いただく 予定でありますので、その点お含みの上、ご質 疑をお願いいたします。

まず、日程第11、議案第80号 平成22年度長 井市一般会計補正予算第5号の1件について、 ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇町田義昭議長 質疑もないので、質疑を終結い たします。

次に、日程第12、議案第81号 平成22年度長 井市国民健康保険特別会計補正予算第1号の1 件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 質疑もないので、質疑を終結い たします。

次に、日程第13、議案第82号 平成22年度長 井市公共下水道事業特別会計補正予算第2号の 1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇町田義昭議長 質疑もないので、質疑を終結い たします。

次に、日程第14、議案第83号 平成22年度長 井市山形鉄道運営助成事業特別会計補正予算第 1号の1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 質疑もないので、質疑を終結い たします。

次に、日程第15、議案第84号 平成22年度長 井市農業集落排水事業特別会計補正予算第3号 の1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第16、議案第85号 平成22年度長 井市訪問看護事業特別会計補正予算第2号の1 件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 質疑もないので、質疑を終結い たします。

次に、日程第17、議案第86号 平成22年度長

井市浄化槽事業特別会計補正予算第2号の1件 について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇町田義昭議長 質疑もないので、質疑を終結い たします。

次に、日程第18、議案第87号 平成22年度長 井市水道事業会計補正予算第2号の1件につい て、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 質疑もないので、質疑を終結い たします。

以上で全議案に対する質疑を終結いたします。 お諮りいたします。日程第6、議案第72号 指定管理者の指定についてから日程第10、議案 第79号 長井市営住宅管理条例の一部を改正す る条例の制定についてまでの一般議案5件は、 別紙付託表のとおり、関係する常任委員会に付 託の上、ご審査願いたいと思いますが、これに ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇町田義昭議長 ご異議なしと認めます。よって、 そのように決定いたしました。

お諮りいたします。日程第11、議案第80号 平成22年度長井市一般会計補正予算第5号から 日程第18、議案第87号 平成22年度長井市水道 事業会計補正予算第2号までの予算議案8件を 審査するため、議長を除く全員をもって構成す る予算特別委員会を設置いたしたいと思います が、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご異議なしと認めます。よって、 議長を除く全員をもって構成する予算特別委員 会を設置することに決定いたしました。

予算議案8件は、ただいま設置することに決 定いたしました予算特別委員会に付託すること にいたします。 日程第19 請願第8号 TPP (環太平洋戦略的経済連携協定)参加に反対する意見書提出方請願 日程第20 請願第9号 TPPの 参加に反対する請願

○町田義昭議長 次に、日程第19、請願第8号 TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)参加に 反対する意見書提出方請願及び日程第20、請願 第9号 TPPの参加に反対する請願の2件を 一括議題といたします。

お諮りいたします。本請願2件は、別紙付託 表のとおり、関係する常任委員会に付託の上、 ご審査願いたいと思いますが、これにご異議ご ざいませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇町田義昭議長 ご異議なしと認めます。よって、 そのように決定いたしました。

+

散 会

〇町田義昭議長 本日はこれをもって散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前10時38分 散会